境港市特別医療費助成条例別表第5号の規定によるひとり親家庭に係る医療費の助成に 関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	境港市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	境港市特別医療費助成条例別表第5号の規定によるひとり親 家庭に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定める もの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		境港市個人番号の利用等に関する条例 別表第 1 第 6 の項 境港市特別医療費助成条例別表第 5 号の規定によるひとり親 家庭に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定める もの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	境港市特別医療費助成条例(昭和48年境港市条例第19号)第 1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等)及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉を図ること)を目的とする。	この条例は、身体障害者(その他特に医療費の助成を必要とする者)の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその(福祉を増進すること)を目的とする。

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1			
	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	境港市特別医療費助成条例第6条第1項	
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	境港市特別医療費助成条例第6条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号口	境港市特別医療費助成条例施行規則第2条の2	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号/1	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第9号	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情 報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する 情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する 情報	

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	境港市特別医療費助成条例第6条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係 る事実についての審査に関する事務	境港市特別医療費助成条例第6条第1項の規定による受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/12	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/3	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/14	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

110			
備考			

共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

届出情報

③提供を求める特定個人情

独自利用事務の対象者	配偶者のいない女子または男子で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している者とその子
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2020年12月24日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	17
保護評価書の名称	境港市特別医療費助成に関する基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=&ev_name=%E5%A2%83%E6%B8%AF%E5%B8%82%E3%80%80%E7%89%B9%E5%88%A5%E5%B8%E5%B8%82%BB%E5%88%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3 &ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=2&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=4&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=4&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.